

高知市建設工事等競争入札心得（電子入札用）（平成27年9月1日制定）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(契約書の提出等)                      第16条 落札者は、落札決定の日から起算して10日以内に交付された契約書の案 _____ に記名押印 _____ し、提出しなければならない。ただし、別途その期日について定めた場合はこの限りでない。                      2～4 (略)</p>	<p>(契約書の提出等)                      第16条 落札者は、落札決定の日から起算して10日以内に交付された契約書の案 <u>(契約内容を記録した電磁的記録を含む。)</u> に記名押印 <u>(電磁的記録を作成する場合は電子署名)</u> し、提出しなければならない。ただし、別途その期日について定めた場合はこの限りでない。                      2～4 (略)</p>

附 則

この心得は、令和6年8月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。